

有効求人・求職者数 求人・求職賃金状況（フルタイム・常用）  
ハローワーク木場（令和4年4月）

（単位：人・倍・円）

有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率 (原数値)	職 種	求人賃金		求 職 賃 金
				上限	下限	
7,648	9,201	0.83	職 業 計	285,971	223,746	265,423
38	106	0.36	A管理的職業	341,103	280,770	422,000
1,682	1,598	1.05	B専門的・技術的職業	333,672	240,548	301,294
89	43	2.07	07 開 発 技 術 者	348,957	230,450	302,000
83	63	1.32	08 製 造 技 術 者	361,188	248,765	231,818
374	101	3.70	09 建 築 ・ 土 木 技 術 者 等	421,535	248,066	322,857
341	396	0.86	10 情 報 処 理 ・ 通 信 技 術 者	351,180	228,847	372,419
52	10	5.20	11 そ の 他 の 技 術 者	375,671	262,020	250,000
5	15	0.33	12 医 師 ・ 薬 剤 師 等	378,632	292,984	383,333
218	123	1.77	13 保 健 師 ・ 助 産 師 等	329,216	269,587	280,000
97	49	1.98	14 医 療 技 術 者	307,315	237,967	284,667
58	85	0.68	15 そ の 他 の 保 健 医 療	244,622	206,577	215,714
29	169	1.72	16 社 会 福 祉 の 専 門 的 職 業	280,762	226,760	230,625
26	237	0.11	22 美 術 家 ・ デ ザ イ ナ ー 等	326,300	227,833	270,938
49	307	0.16	そ の 他 の 専 門 的 職 業	318,015	261,590	310,000
856	3,028	0.28	C事務的職業	252,308	210,678	248,587
496	2,454	0.20	25 一 般 事 務 員	249,869	208,791	247,801
84	266	0.32	26 会 計 事 務 員	287,059	228,644	246,393
48	38	1.26	27 生 産 関 連 事 務 員	259,284	206,061	228,000
175	203	0.86	28 営 業 ・ 販 売 関 連 事 務 員	225,910	195,809	262,286
1	0	-	29 外 勤 事 務 員	220,000	200,000	0
49	14	3.50	30 運 輸 ・ 郵 便 事 務	274,934	241,563	300,000
3	53	0.06	31 事 務 用 機 器 操 作 の 職 業	220,000	185,000	248,000
579	754	0.77	D販売の職業	265,314	211,672	300,909
29	254	1.15	32 商 品 販 売 の 職 業	227,366	197,658	221,818
4	18	0.22	33 販 売 類 似 の 職 業	0	0	305,000
284	482	0.59	34 営 業 の 職 業	317,562	230,966	335,600
780	682	1.14	Eサービスの職業	260,572	212,871	240,000
0	2	0.00	35 家 庭 生 活 支 援 サ ー ビ ス	0	0	250,000
320	144	2.22	36 介 護 サ ー ビ ス の 職 業	255,918	220,776	231,200
64	28	2.29	37 保 健 医 療 サ ー ビ ス	220,000	193,333	270,000
108	50	2.16	38 生 活 衛 生 サ ー ビ ス	350,455	224,665	230,000
137	194	0.71	39 飲 食 物 調 理 の 職 業	242,205	195,782	249,231
54	130	0.42	40 接 客 ・ 給 仕 の 職 業	389,764	248,855	285,000
46	54	0.85	41 居 住 施 設 ・ ビ ル の 管 理	189,444	185,000	179,167
51	80	0.64	42 そ の 他 の サ ー ビ ス	228,846	204,897	224,615
295	51	5.78	F保安の職業	214,491	200,422	215,000
14	34	0.41	G農林漁業の職業	298,750	261,250	165,000
64	289	2.22	H生産工程の職業	310,085	219,782	270,364
18	2	9.00	49 生 産 設 備 ( 金 属 )	284,167	224,167	0
10	7	1.43	50 生 産 設 備 ( 金 属 除 く )	319,200	260,400	275,000
6	3	2.00	51 生 産 設 備 ( 機 械 )	225,000	210,000	250,000
196	69	2.84	52 金 属 材 料 製 造 等	329,402	226,575	300,556
135	103	1.31	54 製 品 製 造 ・ 加 工 処 理	265,007	199,810	220,000
35	19	1.84	57 機 械 組 立 の 職 業	319,840	219,250	210,000
157	25	6.28	60 機 械 整 備 ・ 修 理 の 職 業	323,329	224,303	271,667
1	3	0.33	61 製 品 検 査 ( 金 属 )	0	0	240,000
3	3	1.00	62 製 品 検 査 ( 金 属 除 く )	170,000	165,000	0
8	2	4.00	63 機 械 検 査 の 職 業	350,000	200,000	0
72	53	1.36	64 生 産 関 連 ・ 生 産 類 似	369,808	250,828	331,250
1,375	428	3.21	I輸送・機械運転の職業	257,123	225,923	269,176
0	0	-	65 鉄 道 運 転 の 職 業	0	0	0
1,206	354	3.41	66 自 動 車 運 転 の 職 業	251,275	223,823	273,143
0	0	-	67 船 舶 ・ 航 空 機 運 転	0	0	0
48	30	1.60	68 そ の 他 の 輸 送 の 職 業	264,422	227,942	237,500
121	44	2.75	69 定 置 ・ 建 設 機 械 運 転	328,360	251,863	265,714
792	120	6.60	J建設・探掘の職業	362,495	246,774	304,444
173	14	12.36	70 建 設 軀 体 工 事 の 職 業	389,200	254,487	300,000
267	54	4.94	71 建 設 の 職 業	336,688	226,945	322,500
127	27	4.70	72 電 気 工 事 の 職 業	367,603	252,816	310,000
225	25	9.00	73 土 木 の 職 業	380,563	271,763	262,500
0	0	-	74 採 掘 の 職 業	0	0	0
596	642	0.93	K運搬・清掃等の職業	267,752	210,324	210,492
393	180	2.18	75 運 搬 の 職 業	277,840	211,762	238,000
79	119	0.66	76 清 掃 の 職 業	243,420	205,597	175,500
7	8	0.88	77 包 装 の 職 業	230,000	200,000	250,000
117	335	0.35	78 そ の 他 の 運 搬 等 の 職 業	248,587	208,494	216,000
0	1,469	0.00	分類不能の職業	0	0	239,133
478	681	0.70	IT関連の職業	347,947	236,849	323,431
421	429	0.98	I T 技 術 関 連	352,073	234,308	365,522
42	244	0.17	I T 操 作 関 連	317,296	255,725	243,939
15	8	1.88	I T 製 造 関 連	0	0	225,000
813	371	2.19	福祉関連の職業	280,350	237,143	256,044
512	216	2.37	介 護 関 連	261,161	225,791	228,049
30	155	1.94	そ の 他	322,636	262,159	279,000

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれています。

※ 求人賃金は、求人票の所定内賃金の上限・下限の平均値、求職賃金は、希望税込み額の平均値。

※ 「IT関連の職業」及び「福祉関連の職業」についてはそれぞれの職業から抽出した内数。

※ 資料出所：職業安定業務統計

※有効求人倍率とは：求職者に対する求人数の割合をいいます。

倍率が1を上回ってれば、求職者1人につき1つ以上の求人があることになります。

※常用とは：雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4ヶ月以上のもの（季節を除く）をいいます。